

## えん罪原因調査究明委員会の設置を求める意見書

2011年(平成23年)1月20日

日本弁護士連合会

### 意見の趣旨

えん罪事件について、その捜査、起訴及び公判など刑事諸手続の過程における誤りの原因を調査究明し、将来のえん罪防止へ向けた諸制度の運用改善及び立法を政府及び国会に勧告・提言するため、国会又は内閣に、第三者機関を設置することを求める。

### 意見の理由

#### 第1 第三者機関設置の必要性

##### 1 繰り返されるえん罪による人権侵害

(1) えん罪は、犯人とされた無実の者やその家族がそれまで築き上げてきた人生を根底から破壊する。後述する志布志事件のように、取調べの酷さに耐えられず自殺未遂を起こしたり、仕事を失ったり、親子が絶縁したりという例は、枚挙に暇がない。たとえ後に無実が判明したとしても、それまでに失ったものを元どおりに回復することは不可能である。誤った死刑判決の場合は、無実の者の生命という、究極の人権を奪うことすらある。事実、1980年代に立て続けに無罪判決が言い渡され、「死刑台からの生還」を見た死刑再審四事件(免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件)は、無実の者がこの世から抹殺される寸前であったことを広く世に知らしめた。えん罪の発生は、結果的に真犯人を取り逃がし、真相究明を不可能にしてしまうことで、犯罪被害者やその家族のやり場のない憤りや悲しみをさらに深めることになってしまう。その意味でえん罪は、えん罪被害者にとってだけでなく、犯罪被害者にとっても、国家的な人権侵害というべきなのである。

このようなえん罪を防止することは、刑事手続における人権保障について詳細な条項を置いているわが国憲法上の要請であり、さらにこの憲法の規定を具現化する刑事訴訟法においても、基本的な目的となっている。

(2) しかし、残念ながらこれまでに幾度となくえん罪が繰り返され、現に今も、多くのえん罪事件が発生している。仮に、1980年代の死刑再審四事件で無罪判決が続いた段階で、いかにすればえん罪が防止されるのか、国家が積極的にえん罪の原因究明と将来の防止に向け本格的に検討することが国

家の責務として明確に自覚され、実践されていたならば、その後の事態は大きく変わり、えん罪は確実に減少していたはずである。ところが、最高検察庁（以下「最高検」という。）の内部的な報告書が作成されたものの、それに留まり、国家の総力をあげて行われるべきえん罪原因究明を怠り、この間、えん罪の防止が国民的な課題として公的に議論されるということは、およそなかった。その結果、えん罪の防止はおろか、近年、まさに「えん罪ラッシュ」と呼ばなければならないほどに、多くのえん罪が発覚するに至っている。

2003年に鹿児島県志布志市で発生した志布志事件では、警察の作り上げた架空の買収事件の被疑者、被告人とされた人たちに対し、常軌を逸した警察の自白強要が行われたことが明るみに出た（2007年、全員無罪）。

2002年に富山県氷見市で発生した氷見事件では、2件の強姦事件等で逮捕・起訴された柳原浩氏が、捜査機関から強要された虚偽自白等により有罪とされ、後に真犯人が出てきたことで、初めて無罪であることが判明した（2007年、再審無罪）。

1990年に栃木県足利市で発生した足利事件では、科学警察研究所（以下「科警研」という。）による初期の稚拙なDNA「誤」鑑定と捜査機関に強要された虚偽自白によって幼女誘拐殺人犯とされ、最高裁判所（以下「最高裁」という。）で有罪が確定した菅家利和氏が、その後再審の即時抗告審で行われたDNA再鑑定の結果によって犯人でないことが分かるまで、実に17年半もの長期間、自由を奪われ続けていた（2010年、再審無罪）。

さらについ最近では、厚生労働省を舞台にした郵便料金不正事件において、逮捕・起訴された元局長の関係者に対して、大阪地方検察庁特捜部による熾烈な自白の強要があったばかりか、元局長を起訴した後、物証であるフロッピーディスクを担当検事が改ざんしていたことが明らかとなり、担当検事と報告を受けていたとされる上司の検事、合わせて3人が逮捕、起訴され、まさに前代未聞の事態に陥っている（2010年、無罪）。

- (3) このように、えん罪は防止されるどころか、むしろ新たに発生している状況が次々と明るみに出てきている。このような重大な事態の発生は、えん罪原因を徹底的に探り、その原因を根本から断つべく努力してこなかった国家にこそ、その責任がある。昨今、司法改革が進み、裁判員裁判が実施されることによって、刑事司法に対する国民の関心は、これまでと比べものにならないほど格段に高まっている。最早、中途半端な国の対応は許されない。えん罪の原因を究明しその防止に向けた対策をとることは、いまや、国民的な緊急課題であるというべきである。

## 2 えん罪原因究明の必要性和内部調査の限界

(1) えん罪の発生を今後繰り返さないためには、なぜえん罪が発生するのかというえん罪の発生原因を徹底的に究明することが必要となる。どこに問題があるかを正確に捉えなければ、えん罪発生を防止する効果的な対処方法も明確にすることはできない。このようなえん罪原因の調査に関しては、最近発生した志布志事件、氷見事件、足利事件のえん罪3事件について、警察庁や最高検によって、各事件の捜査や起訴、裁判における問題点を検証した結果が報告されている。

しかし、これら検証報告が明らかにしたことは、えん罪原因そのものというより、むしろ、内部調査によるえん罪原因究明には極めて大きな限界があるということであった。以下にその概要を述べる（なお、警察庁及び最高検による検証報告書等の問題点の詳細については、別紙1から別紙3まで参照）。

### 志布志事件

志布志事件は、そもそも、警察自体が、ありもしない買収事件を作り上げた、自作自演ともいうべきえん罪事件であった。しかも、起訴なかばで捜査警察官が担当検察官に対し、事件性の否定を報告していた。つまり、捜査機関内部においては当初から、事件性さえ疑われる事件だったのである。

しかるに、捜査機関は、多数の被疑者とされた人たちに対して、任意捜査の名の下に朝から晩まで12時間以上にわたる強制的取調べを行い、逮捕後はさらに長期にわたる取調べを繰り返し、時には親族の名前を書いた紙を踏ませて自白を迫り（「踏み字」事件）、さらには、弁護士との秘密交通権を侵害してその接見内容を録取して自白の信用性の担保とし、かつ国選弁護士解任の根拠とするなど、信じがたい違法な取調べを行い、多数の虚偽自白調書を作成した。そうして、最後まで捜査を続行したのである。

しかし、志布志事件を検証した最高検報告書（2007年8月）も、警察庁報告書（2008年1月）も、このような違法な取調べによる虚偽自白を内容とする調書が具体的にどのようにして作出されたのか、捜査機関の組織的な関与がどのようになされていたのか、途中で事件性を否定する情報を得た検察官の訴訟態度はどうだったのか等については一切明らかにしていない。そして何よりも、「なぜ無実であるのに虚偽自白調書が作成されたのか」という肝心の原因説明が全くなされていない。それどころか

両報告書は、虚偽自白がなされた事情には一切踏み込まず、虚偽自白が被告人らによって任意になされたという誤った前提から出発している。「供述の変遷理由等についての捜査とそれを踏まえた慎重な吟味が必要であった」(最高検報告書)と、あたかも自発的に供述を変遷させていったかの如き姿勢である。供述者が無実であるがゆえに合理的な説明ができず、担当刑事の描いたストーリーの変化に応じて供述内容を変化させざるを得なかった実態を捨象しているのである。そうして、捜査の「行き過ぎ」は認めるものの、違法捜査の実態やそれに対する反省が見られず、追及的・威圧的な取調べの手法についても、むしろ積極的に真実究明の手段として肯定している。また、両報告書とも、なぜ有罪へ向けての積極方向の証拠にのみ目を奪われ、消極方向の証拠評価がなされていないのかという捜査機関の姿勢に対する根源的な疑問の解明さえもしていない。

この事件は、小さな集落において複数回の会合がもたれたというストーリーの不自然性、買収の元となるべき原資の出所やその用途等についての客観的証拠の不存在、アリバイ等の事情からすれば、警察の捜査段階においても「通常有り得ない事件ではないのか、自白は虚偽なのではないか」との疑問が生じて当然というべき事案であった。それ故前述したように、捜査官の一部には事件性に対する疑問が生じていた。にもかかわらず、捜査の見直しを訴えた捜査員が捜査から外されるなど、重大な疑問が無視された捜査が続けられたが、捜査に疑問をもった捜査官の声はなぜ無視されたのか、上司自身もそのような疑問を全く抱かなかったのか等の問題点については、何ら解明されておらず、警察内部でのチェック機能の不全性があらためて問われている。さらに、警察官に取調べを受けた被疑者が、その後、検察官に対し「本当はやっていない。警察官に脅されて自白した」と訴えても、検察官は聞く耳をもたず、代用監獄に戻すのみであった。検察官が被疑者の訴えを真摯に受け止め、取調官を替えたり、身体を拘置所に移したりするなど、違法を遮断する措置を講じていれば、虚偽自白の作出は防げたかもしれない。しかし、結局検察官は、これら違法捜査を防ぐような措置を講ずることなく、放置、助長してしまった。

このように、志布志事件においては、まず何より警察がありもしない事件を作出したことについて徹底的に究明がなされなければならない、さらに虚偽自白の作成過程や、自白に極度に依存した捜査を行った警察、検察の捜査方法の問題性について、根本から解明する必要があるはずであるが、両報告書はいずれもこれらの点について表層的な分析にとどまり、真相の

究明からはほど遠い内容に終始している(検討事項の詳細は、別紙1参照)。

#### 氷見事件

氷見事件は、柳原氏が2件の強姦等事件につき、似顔絵の犯人に似ているとの情報により被疑者とされ、虚偽自白を強要された後、逮捕、起訴され懲役3年の実刑とされて服役したが、後に真犯人が逮捕されて再審において無罪が言い渡された事件である。この事件も、志布志事件と同様、任意取調べという名の下で、午前9時半頃から午後11時頃まで13時間以上にわたる強制的な取調べで始まった。黙秘権の告知もなされなかった。代用監獄におけるこのような長時間の取調べの連続は、精神的、肉体的な拷問以外の何ものでもない。当初犯人性を否定していた柳原氏の弁明内容を、取調べをした警察官はおろか、最初に接見した弁護士さえも、真剣に吟味することをしなかった。そして捜査機関は、柳原氏が犯人であることを前提に、誘導による引き当たり捜査や強引な取調べを行い、虚偽の自白調書を作成し続けた。その上、裁判所は、捜査段階における自白も公判廷における自白も、いずれも虚偽自白であることを見抜けず、有罪を言い渡した。

これに対して最高検報告書(2007年8月)及び警察庁報告書(2008年1月)は、「自白が真意によるものであるのか否かについて慎重な検討を行うべきであった」(警察庁報告書)というように、客観的証拠の吟味や自白の信用性の吟味が不十分であったと指摘するだけで、志布志事件の検証報告と同様に、なぜ無実の者が虚偽自白をさせられ続けたのかといった根本的なえん罪原因について、説明はおろか、触れられてすらいない。むしろ、取調べ自体に全く問題はないが、柳原氏の虚偽供述を信じたことが慎重性を欠いたとして、誤判の原因はえん罪被害者の方にこそあると言いかねない態度に終始している。

またこの事件では、現場に残された足跡が柳原氏の足の寸法と全く異なる点や、二つめの犯行時刻と近接した事件において自宅で電話をしている通話料金明細書が存在するなど、柳原氏の犯人性を否定する方向での物証が存在したが、それらは完全に無視されていた。

さらに本件が強姦事件であることからすれば、本来であれば、犯人が遺留した血液型やDNA鑑定などの、犯人識別につながる証拠の捜査が不可欠なはずである。この事件でも、柳原氏は逮捕直後、唾液や毛髪を提出させられていることから、血液型鑑定やDNA鑑定の対照は当然なされたと思われるが、その結果は両報告書に何も触れられていない(検討事項の詳

細は、別紙 2 参照)。

#### 足利事件

足利事件は、DNA 再鑑定によって完全無実が明らかになったわが国で最初の例である。しかし、菅家氏は、捜査段階だけでなく、第一審の途中まで自白を維持し、一旦否認に転じたが、再び公判廷で自白したため、最終段階で再び否認に転じたものの、第一審では弁護人を含む司法関係者の全員が菅家氏の有罪を信じて疑わなかった。菅家氏は、別件 2 件も自白した。しかし、菅家氏の自白は、完全に虚偽のものだった。何故、無実の菅家氏が死刑になりかねない虚偽の自白をしてしまったのか。何故、警察官、検察官、弁護人、裁判所は、DNA 再鑑定を待たずして、菅家氏の自白の虚偽を見抜けなかったのか。2010年3月26日に下された菅家氏に対する無罪判決も、そのわずか6日後の同年4月1日に公表された最高検と警察庁の各報告書も、この最も重要な問いに答えていない。

菅家氏の虚偽自白を生んだ元凶は、科警研のDNA 鑑定である。そして、DNA 再鑑定のうち、本田克也筑波大学教授の鑑定は、科警研のDNA 鑑定が、犯人のDNAではなく、被害少女のDNA(18-31)を増幅し、これと菅家氏のDNA型(18-29)を同一と判定したおよそ鑑定以前の誤鑑定であることを明らかにした(犯人のMCT118型は、これとはまったく異なる18-24である)。しかし、このことについて、無罪判決や両報告書は、完全に沈黙している。

しかし、この問題は、足利事件と同時期の科警研のDNA 鑑定を根拠に、久間三千年氏が一貫して否認しているのに、死刑判決を下され、死刑が執行された(2008年10月28日)「飯塚事件」の真相を解明する可能性があるだけでなく、足利事件で犯人のDNA型が判明したことによって、菅家氏に対する控訴審判決の直後の1996年7月7日に足利市に隣接する群馬県太田市で発生した少女誘拐事件の犯人が浮上するという、これまでのえん罪に見られない新たな展開を示している。DNA 鑑定によってえん罪の救済を続けてきたアメリカのイノセンス・プロジェクト(INNOCENCE PROJECT)は、無実を明らかにするだけでなく、真犯人を裁くことに通じることによって、広く市民の支持を得てきた。足利事件も、菅家氏の無実を明らかにするだけでなく、隠された真実を明らかにする可能性があるこれまでに例を見ない事件である。ところが、宇都宮地方検察庁は、足利事件の犯人の精液が付着した半袖下着を遺族に還付することを拒んでいる。早急に半袖下着のDNA 再々鑑定を行い、犯人のMCT11

8型を含むDNA型を明らかにすべきである。われわれに求められていることは、過ちを二度と繰り返さないためには何が必要なかを明らかにすることである。しかるに、無罪判決も、両報告書も、足利事件の二大えん罪原因である「DNA鑑定」と「自白」のいずれについても、直視せず、皮相的な見方に終始している（検討事項の詳細は、別紙3参照）。

このように、前記えん罪3事件にはそれぞれ特徴的なえん罪原因があるとともに、虚偽自白を導いた取調べの問題性のように、過去のえん罪にも見られる共通した問題点があるにもかかわらず、警察庁や最高検の各報告書は、自らの捜査手法を批判的に分析することができておらず、主に担当捜査官個人の問題として、上司の指導の充実強化を図るといった程度でお茶を濁している感が否めず、極めて大きな限界がある。基本的には、捜査のシステム及び捜査機関の体質が問われているはずであるのに、検証報告書にはそのような認識が全くない。警察庁、検察庁には、えん罪を生んだことに対する真の反省も、自浄能力もないことを示している。これらの検証が不十分となる最大の理由は、捜査や訴追の問題性が大きいこれらの事件において、捜査及び訴追機関である警察や検察が、自らの不祥事を客観的に検証し、その改善のために自らの組織を大胆に改革するような提言を積極的に出すことが、組織の原理として期待できないというところにある。このような警察、検察内部での検証だけでは、えん罪原因の徹底的な究明をすることは到底不可能であるといわなければならない。

(2) ところで、裁判所・裁判官は、捜査機関による誤った捜査、誤った起訴を事後的に監視し、無罪推定原則の徹底によって、被疑者、被告人とされた者の人権を擁護し、えん罪を防止することこそを本来的任務としているはずである。これまで発生した多くのえん罪事件は、捜査や起訴に問題があったとしても、裁判所・裁判官が、無罪推定原則、「疑わしきは被告人の利益に」の原則を忠実に守った判断をしたならば、えん罪は避けられていた可能性が大きい。裁判所・裁判官の刑事裁判における本来的任務からすれば、えん罪を見逃し、さらに加担してしまったことの責任は、捜査機関とは比較にならないほど重いのである。

氷見事件で裁判所は、柳原氏が強制されて得られた虚偽自白を見抜くことができず、物的証拠についても掘り下げた分析をしなかったことでえん罪を招いた。さらに再審公判では、真犯人が出頭したことからか、確定審における誤判原因について究明するという姿勢を欠き、柳原氏が強く求めた取調べ

捜査官の証人尋問を実施しなかったため、結局、警察庁、最高検の報告書以上にえん罪原因を明らかにすることはできなかった。

足利事件では、第一審公判途中から菅家氏が否認に転じ、その菅家氏の否認供述に沿った証拠も存在していたにもかかわらず、第一審、控訴審の裁判官らは、それら否認供述や物証を真剣に検討することなく、科警研の誤鑑定と虚偽自白を信用して、誤った有罪判決を言い渡した。さらに最高裁及び再審請求審裁判所は、菅家氏のDNA型が科警研鑑定のDNA型と異なるとの鑑定結果が弁護人から提出され、すでに再鑑定の必要性が明らかになっていたにもかかわらず、再鑑定実施の訴えに耳を貸さなかった。このような裁判所の判断によって、事件の真相解明は大きく遅れ、菅家氏に対してさらなる不当な身体拘束を許す結果となってしまおうとともに、公訴時効を完成させて真犯人追及を困難にした。

志布志事件では、判決で全員無罪となったものの、裁判所は、被告人とされた人たちに対する司法的チェックの義務を怠って長期の身体拘束を認め、結果として虚偽自白獲得を許し、人質司法の悪弊を明らかにした。さらには検察から要求された国選弁護人の解任を認めるなど、司法的チェック機能とは正反対の、極めて問題のある訴訟遂行をした。

このように、えん罪原因の極めて重要な要素が、えん罪を引き起こすような違法捜査を抑制するどころか、後押しするような裁判所・裁判官の判断そのものにあることは明らかである。したがって、えん罪原因の根本的な究明のためには、裁判所のいかなる判断が結果として誤判を生んだのかという点を明らかにするために、裁判所・裁判官の判断についての検証も不可欠というべきである。

ところが、裁判所からは、内部検証を含め、えん罪原因を究明するため、何らかの検証が行われたという発表はない。最高裁が足利事件の結果を踏まえて司法研修所で研究を実施すると発表してはいるが、誤判原因を検証するのではなく、一般的な科学鑑定の問題性について研究するだけであるとされている。

- (3) さらに、えん罪の原因には、弁護活動における問題点も指摘されている。氷見事件では、最初に接見した弁護士は当番弁護士として面会し、柳原氏の否認を確認したが、同氏に対して積極的に弁護人の必要性等を働きかけることや重ねての委員会派遣の検討などを行わず、同氏のえん罪を明らかにするための積極的な活動をしなかった。足利事件においても、第一審弁護人は、菅家氏が捜査機関には自白しつつも家族には一貫して無実を訴える手紙を出



し続けていたことを知った後も、その真意について菅家氏に確かめることもせず、公判廷において有罪を前提とした被告人質問をするなどの問題が指摘されている。当連合会では、これらの事件を検証し、弁護人の弁護活動における問題点も究明しようとしているが、警察、検察の協力を受けることができず、未開示証拠も解明されないために、事件の全体像に迫った検証が困難である。

- (4) このように、刑事司法に関わる既存の諸機関の内部調査、とりわけ、これまでのような警察及び検察による内部調査のような検証では、えん罪原因の徹底的な究明を期待することなど到底できない。さらに、裁判所については、再審の審理以上にはえん罪原因の調査究明に期待することはできず、弁護士会は、捜査機関に対する強制調査権限を持たない以上、効果的な検証をすることができない。要するに、刑事司法に関わる既存の諸機関による内部調査では、えん罪原因を究明することは不可能というほかないのである。

### 3 警察、検察及び裁判所から独立した公的な第三者機関である必要性

- (1) 前記3事件で行われてきた捜査機関による検証報告書の結果を見れば明らかかなように、内部検証には大きな限界があることが判明した今、えん罪原因の徹底的な究明を実現するためには、警察、検察及び裁判所とは別個の、独立した第三者機関によって調査がなされるべきことは明白である。
- (2) 第三者機関は、えん罪原因究明を実効的に行えるようにするため、その地位が警察、検察や裁判所から独立しているだけでなく、これら政府機関や裁判所、個人に対して、強制力をもった資料の収集・保全を行うことなど、法的な調査権限を付与されなければならない。その意味で当該第三者機関は、民間の私的諮問機関などではなく、法的な強制調査権限を与えられた、公的機関であることが求められる。

そして、このような法的な強制調査権限を与えられた公的機関の在り方としては、当該第三者機関の調査対象となる警察、検察や裁判所からの影響を排し、独立性を保つ必要性がある。

したがって、想定される第三者機関としては、立法権の下、国政に対する幅広い調査権限を有する衆参両議院によって構成された、国会に置かれるのが最も適当である。当該第三者機関を国会に置くことについては、過去に類似の機関が国会に置かれた例がないことから、否定的な見解があるかもしれない。しかし、実際に起きた過去のえん罪事件の例で述べたとおり、警察、検察や裁判所といった既存の行政、司法機関による内部検証では、えん罪原

因の真の究明は期待できないことが明白になった今日，えん罪原因の真の究明による将来のえん罪防止という目的を達成するためには，新たな立法措置を躊躇すべきときではない。

また，仮に，当該第三者機関を国会に置くことが困難だとしても，警察，検察や裁判所からの独立性を保つため，既存の政府省庁の下ではなく，裁判所からも距離を置いた，内閣の下に置かれるべきである。これについては，かつて司法制度改革審議会が内閣に置かれて，司法改革が進められたことが参考になるであろう（司法制度改革審議会設置法参照）。

- (3) 諸外国においても，えん罪の発生は，国に対して深刻な反省を呼び起こし，その原因究明のための第三者委員会設置の例が多々みられる。例えばイギリスでは，1970年代に少年の放火殺人事件のえん罪原因を調査するため，政府から独立した王立委員会（Royal Commission）として，フィッシャー調査委員会が設置されて誤判原因の調査が開始され，その結果として，取調べの全録音措置の必要性などが政府に勧告された。このような状況を受けて，1978年に刑事手続王立委員会（フィリップス委員会）が発足した。同委員会は，研究者による調査，依託，公聴会等の調査，検討を経て，1981年に報告書を公表した。この王立委員会報告書を受けて，1984年，警察・刑事証拠法（Police and Criminal Evidence Act 1984，略称PACE）が制定された。こうして，すべての警察での取調べのテープ録音が義務づけられ，弁護人が取調べに立ち会うことができるようになった。さらに，1980年代を通じて，テロ容疑者とされた者に対する警察の強引な自白獲得と誤判の発生が社会問題化したとき，これに対する深刻な反省から，メイ調査委員会，ランチマン調査委員会が設置され，これらの委員会の提言を受けるかたちで，1995年，イングランド・ウェールズ及び北アイルランドにおいて，再審付託権をそれまでの政府（内務大臣）から引き離して刑事事件再審委員会（The Criminal Cases Review Commission，略称CCRC）へと移管し，えん罪被害の具体的救済を実現する制度が確立した。1997年には，さらにスコットランドでも同様のえん罪被害救済機関として刑事事件再審委員会（The Scottish Criminal Cases Review Commission，略称SCRCC）が設立された（幡新大実「イングランド・ウェールズにおける証拠不開示と冤罪(1)」季刊刑事弁護50号，福島至『イギリス刑事事件再審委員会 Criminal Cases Review Commissions』の現状と課題』『誤判救済と刑事司法の課題 - 渡辺保夫先生古希記念論文集』（日本評論社，2000年）参照）。

カナダにおいても，特定の事件における誤判原因を究明する目的で，王立

委員会が立ち上げられ、政府に対して誤判防止のための勧告を行っている。最初の調査委員会として1987年に設置されたマーシャル事件調査委員会 は、2年にわたる調査において、700万ドルの費用をかけ、延べ93日間に及ぶ聴聞と113人の証人喚問を行い、検察の訴追政策の見直しや証拠開示の基準など、80を超える立法提案や政策提言を行った（指宿信「カナダ司法界を揺るがしたマーシャル事件 - 王立委員会報告書とカナダの刑事司法」季刊刑事弁護5号参照）。

これら諸外国の制度は、誤判を徹底的に調査するため、政府から独立した第三者機関を設置し、専門的なスタッフと予算を充実させ、他の政府機関に対する強力な調査権限を与えられている点など、わが国におけるえん罪原因究明のための第三者機関を検討する上で、参考にすべき点は極めて多い。

- (4) なお、当然のことではあるが、わが国で想定される第三者機関の活動は、あくまでえん罪原因を究明し、将来のえん罪防止のための諸制度の改革及び立法の提言をするために行うものであって、裁判内容の当否そのものを直接問うことを目的とするものではないし、関係者の責任追及を目指すものでもない。しかも、対象は無罪が確定した事件であって、係属中の事件ではない。したがって、司法権とはその性質を全く異にするものであるから、第三者機関が行う権能は、司法権の独立などに何ら抵触するものではない。

## 第2 第三者機関の骨格

以上のような第三者機関設置の必要性を前提としたうえで、第三者機関（以下「委員会」という。）の具体的な制度の骨格は、以下のような内容とすべきである。

### 1 委員会の性格

国会ないし内閣に置かれる委員会とする。

### 2 委員会の目的

委員会は、将来のえん罪防止へ向けた諸制度の運用改善及び立法を政府及び国会に勧告・提言するため、憲法上の要請である無罪推定原則、「疑わしきは被告人の利益に」の原則に立って、えん罪原因究明のための調査及び審議を行う。

### 3 調査事項及び対象

委員会は、対象とするえん罪事件の端緒から無罪判決確定に至る刑事手続の全過程を調査事項とし、その過程に関わった当時の警察官、検察官、裁判官、弁護士、鑑定人、証人、被疑者、被告人等すべての人物を調査対象として調査

することができる（別紙４）。

#### 4 調査権限

- (1) 委員会は、えん罪原因の究明という目的を実効化するため、広く調査権限を与えられる。具体的には、他の諸機関（特に警察・検察といった捜査機関）や個人に対して、次のような権限を有する。

捜査機関に対する確定記録，公判不提出記録，物証（捜査官のメモや取調べ小票，録音テープ等も含む。）の提出命令

提出された証拠を適切な機関で保管するための保管命令

証人喚問，証人尋問

偽証に対する制裁，正当な理由なくして委員会の命令に従わなかった者に対する制裁

- (2) 委員会で証人として証言を求められた者は、その証人の属する機関における守秘義務を解除され、証言をするについて法的な免責を与えられ、証言をした故に所属機関において不利益な取扱いをされないようにする。

- (3) 調査内容についての細則規定の制定権限

#### 5 公開原則

- (1) 委員会の調査及び審議の内容は、原則として公開とする。ただし、関係者のプライバシー保護や証人の証言確保のため配慮すべきと委員会が判断する場合には、その一部につき非公開とする場合もありうる（ ）。

- (2) 委員会の調査及び審議を非公開とする場合、委員には守秘義務が課せられる。

なお、委員会の公開原則に関しては、誤判原因究明という目的を実効化するためには、むしろ委員会による調査及び審議はいずれも原則非公開にすべきとの意見、同じく目的の実効化のためには、委員会による調査は非公開とするが、審議は原則公開とすべきとの意見があった。

#### 6 委員会の構成

- (1) 委員会を構成する委員は、委員会が国会に置かれた場合は、両議院の議長が、両議院の議院運営委員長と協議の後、国会の承認を得て、これを任命する（国立国会図書館法第４条参照）。委員会が内閣に置かれた場合は、内閣総理大臣が任命する。

なお、以下のようなメンバーはその構成上不可欠である。

学識者（憲法，刑事関係法，国際人権法，法医学，心理学等）

実務家（弁護士，元裁判官，元検察官，元警察官等）

有識者（作家，ジャーナリスト，えん罪救済に実績のあるアムネスティ

ー・インターナショナルや日本国民救援会などの団体構成員，えん罪被害体験者等)( )

救援組織やえん罪被害体験者について消極的な意見もあったが，調査対象事件のみを支援した組織やそのえん罪被害者以外であれば，むしろ望ましいということになった。

(2) 委員会に事務局を置き，事務局には事務局長のほか，所要の職員を置く。

## 7 対象事件

調査対象事件は，現時点でえん罪性が明らかとなっている著名事件であり，かつ，捜査機関により一定の内部検証が実施・報告されている「志布志事件」，「氷見事件」，「足利事件」の3事件とする。

## 8 設置期間

委員会の設置期間は，えん罪原因究明という調査目的を実効化あらしめるため，ある程度の調査期間を要することから，設置時から原則3年間とする。ただし，委員会が調査の継続が必要と判断した場合には，さらに延長することができる。

## 9 調査結果の取扱い

委員会は，前記設置期間内において調査結果をまとめ，これを国会に報告することにより，刑事司法制度の運用改善あるいは立法の勧告・提言をするとともに，その調査内容を広く一般国民に公開しなければならない。

## 10 スタッフと予算について

委員会の活動を円滑かつ十分に行えるようにするため，独自のスタッフと十分な予算措置がなされなければならない。そのスタッフには，当連合会推薦の弁護士が含まれるものとする。

## 第3 おわりに

前記えん罪3事件における警察庁及び最高検の検証報告書が公表された後も，厚生労働省の元局長の事件のように，世間の耳目を集めるえん罪事件が，新たに発生している。繰り返されるえん罪は，それが捜査担当者や担当裁判官個人の問題というよりも，捜査過程及び刑事裁判のシステムの問題であることを示している。折しも裁判員裁判が実施され，刑事司法に対する国民の注目はかつてないほど高まっている。えん罪を防止するためには，えん罪防止のためのシステムを確立するためには，これまでのような内部検証ではない，えん罪原因を徹底的に究明する強力な権限を持った第三者機関を設置することが全国的な課題である。それは同時に，憲法上も要請される重大な責務というべきであって，緊急に実現

されなければならない。

以上は、問題提起のための試案であるが、迅速に第三者機関を立ち上げ、調査を開始することが不可欠との視点から、新たな制度の創設については、真摯な姿勢で取り組んでいただきたい。

以 上

## 別紙 1

### 志布志事件のえん罪原因の究明について

#### 第1 事件の特徴

志布志事件は、「4回の会合が開かれ、計191万円が授受された」とされ住民13名(後に1名が死亡)が公職選挙法違反に問われた「買収会合事件」( )のほか、任意取調べの最中に、取調官が取調べ対象とされた男性に対し、同男性の親族の名前等を記載した紙を踏ませる等したこと(「踏み字」)が問題とされた「ビール口・焼酎口事件」( ), 付近に住む8名が買収事件で取調べを受けたものの立件されなかった「現金供与事件」( )を含む。

2007年2月、第一審判決で全員無罪が確定した中心の事件はもとより、すべての事件が、警察によってストーリーを造り上げられた架空の事件であった。さらに、任意取調べという名の下での1日12時間以上にわたる長時間の過酷な取調べと長期にわたる身体拘束による虚偽自白の強要が行われた。弁護人との秘密交通権も侵害され、その接見内容を録取して自白の信用性の担保とし、かつ国選弁護人解任の根拠とするなど、信じがたい違法な取調べが行われた。これらに対して、検察や裁判所によるチェック体制が全く機能しなかったこと等の深刻な問題点を浮き彫りにしたえん罪事件である。

#### 第2 検察庁及び警察による事件後の対応

##### 1 調査報告書の発表

###### (1) 2007年8月 最高検

「いわゆる氷見事件及び志布志事件における捜査・公判活動の問題点等について」(以下「最高検調査報告書」という。)

###### (2) 2007年12月 鹿児島県警察

「いわゆる志布志事件の無罪判決を受けた再発防止策について」

###### (3) 2008年1月 警察庁

「富山事件及び志布志事件における警察捜査の問題点等について」(以下「警察庁調査報告書」という。)

##### 2 再発防止策

###### (1) 2008年1月 警察庁

「警察捜査における取調べ適正化指針」

###### (2) 2008年4月 最高検

- 「検察における取調べ適正確保方策について」
- (3) 2008年国家公安委員会規則第4号  
「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」
- (4) 2009年 警察庁  
「被疑者取調べの監督の試験運用の総括等について」を公表

### 第3 捜査機関による調査報告書の問題点

#### 1 調査報告書の本来の目的

本件の検証において最も重要なことは、なぜ無実の者が虚偽自白をしたのかの原因の究明である。

また、虚偽自白の存在を前提とした上で、虚偽自白を見破り排除するための捜査の基本的な手法を実践したのか否か、すなわち、なぜ捜査機関は組織として虚偽自白を見抜けなかったのかの究明も重要課題となる。

#### 2 最高検調査報告書の問題点

- (1) 「被疑者に真実を語らせるためには、時には追及的な取調べを行う必要があることは言うまでもない」とし、追及的・威圧的な取調べの手法そのものを否定するのではなく、むしろ積極的に真実究明の手段として肯定している。
- (2) すなわち、追及的・威圧的な取調べが無実の者を虚偽自白に追い込む結果となることについての危険性の認識がない。なぜ、自白した6名が「あるはずもない事実がさもあったかのように」虚偽を述べたのかの解明はなされていないままである。
- (3) 単に、警察における追及的・威圧的な取調べの存在を前提とした上で、検察官として、批判的な視点から警察における取調べ状況を的確に把握すべきであったのに、それが不十分であった、とするにとどまる。
- (4) 供述の変遷に関しても、「供述の変遷理由等についての捜査とそれを踏まえた慎重な吟味が必要であった」とし、あたかも6名が自発的に供述を変遷させていったかの如き記載がある。供述者が無実であるがゆえに合理的な説明ができず、担当刑事の仮説の変化に応じて供述内容を変化させざるを得ない状況にあったことを捨象している。

#### 3 警察庁調査報告書の問題点

- (1) 取調べの問題点を、「長期間・長時間にわたる取調べ」、「追及的・威圧的



な取調べ」、「不適切な言動」に要約した上で、判決の指摘事項に同意しているが、「行き過ぎがあった」という評価であり、取調べ形態を否定しているわけではなく、一律の基準に基づく取調べの時間規制には、反対の立場を表明している。

- (2) 最高検調査報告書と同様、追及的・威圧的な取調べの手法を積極的に真実究明の手段として肯定している。
- (3) なぜ警察が存在しない事件を作り上げるに至ったのかという事情や、無実の人から虚偽自白を引き出すに至った取調べの実情、弁護人との秘密交通権侵害の実態といった、まさに調査・解明されなくてはならない重要な点について、一切検討されていない。

#### 4 両調査報告書に共通する問題点

- (1) 最高検調査報告書、警察庁調査報告書いずれも、独自の事実調査の結果に基づくものではなく、裁判所が認定した事実に依拠して取調べの問題点を抽出したにすぎない。

#### (2) 虚偽自白の原因の不解明

「なぜ無実であるのに虚偽の自白をしたのか」の原因解明が全くなされていない。

えん罪事件からの教訓として「容易に市民から虚偽自白を引き出すことができる取調べの実態がある」ということが出発点とされるべきところ、各報告書は、このような現実に目をつぶり、虚偽自白がなされた事情には一切踏み込まず、虚偽自白が被告人らによって任意になされたという擬制から出発しており、違法捜査の実態やそれに対する反省が全く見られない。

#### (3) 状況証拠の評価

なぜ、積極方向の証拠評価のみに目を奪われて消極方向の証拠評価がなされないのかという捜査機関の姿勢に対する根源的な疑問の解明もなされていない。このことは、被疑者が特定されて一旦捜査方針が有罪方向で決定されると、組織体として有罪の積極方向での証拠収集に邁進し、無罪の消極方向での証拠収集がおろそかにされるという捜査機関の傾向（有罪志向）を示している。

#### (4) 自白の信用性判断

捜査段階でどうすれば虚偽自白を防止でき、どうすれば一旦なされた虚偽自白を是正することができたのかが示されておらず、虚偽自白をいかに峻別して排除するか、という基本的な意識の欠如を示している。

(5) 警察の取調べを支配している「自白至上主義」の考え方や、組織全体の「有罪志向の体質」等、本来、検証されるべきであった事項については、触れられないままであった。

(6) 重層的な捜査手続のチェック機能の不機能

小さな集落での複数回の会合についてのストーリーの不自然性、原資の出所、使途等についての客観的証拠の不存在、アリバイ等の事情からすれば、警察の捜査段階においても、「自白は虚偽なのではないか。」との疑問が生じて当然というべき事案であったといえる。

捜査官においてそのような疑問が一部に生じていたにもかかわらず、捜査の見直しを訴えた捜査員が捜査から外される等、重大な疑問が無視された事実が明らかになっているが、無視した捜査官（トップ、主任など）はなぜ無視したのか、そもそもそのような疑問を全く抱かなかったのかといった点等、前記「自白至上主義」、「有罪志向」のほか、警察内部でのチェック機能の不機能、という点も問題となる。

被疑者が検察官に対し、「本当はやっていない。警察官に脅されて自白した」、「刑事を殺してやりたい」等訴えても、「警察をバカにするのか」、「頭を冷やしてこい」等言って代用監獄に戻すのみであった。

検察官が、被疑者の訴えを真摯に受け止め、取調官を変えたり、身体を拘置所に移したりする等、違法を遮断する措置を講じていれば、早期に解決していた可能性が大きい。

警察における調書には、客観的な裏付けがなかったのであるから、検察官としては、当然疑問を抱かなくてはならなかった事案であった。むしろ、警察のでっち上げを積極的に補強している側面さえある。被疑者の訴えに真摯に耳を傾ける姿勢があれば、最初から立件など到底できない事件であった。

しかし、このようなチェック機能が全く機能しなかったことについての反省が見られない。

#### 第4 捜査機関による改善方策の問題点

##### 1 警察庁取調べ適正化指針の概要

###### (1) 取調べに対する監督の強化

取調べに関する監督担当課の新設

監督担当課に所属する監督担当者により、適正化規則が典型的に規定する「監督対象行為」の有無を確認。

同行為を認めた場合，行為の中止，監察部門への通報，指導・懲戒処分  
の活用。

捜査主任官による取調状況報告書の提出

取調べについて苦情があった場合，公安委員又は警察本部長に報告。

(2) 取調べ時間の管理の厳格化

犯罪捜査規範に，「やむを得ない場合を除き」深夜又は長時間の取調べ  
を避けるべきことを規定。

夜間の取調べ，8時間を超える取調べについては，警察本部長又は警  
察署長の事前の承諾を要件とする。

(3) その他適正な取調べを担保するための措置

取調室の設置基準の明確化（基準を犯罪捜査規範に規定）

取調べ状況の把握を容易にするための施設整備（取調室に透視鏡を設  
置，入退室時間を電子的に管理するシステムの導入）

(4) 捜査に携わる者の意識向上

警察学校において適正捜査に関する教養の充実を図る。

取調べ等に関し卓越した技能を有する退職者を技能伝承官として採用  
し，各種捜査の手法や適正捜査のあり方を適確に伝承する。

弁護士等法曹関係部外講師の積極的な招聘

勤務成績の処遇への適確な反映，監督対象行為を認めた場合の厳正な  
対処等，適切な人事上の措置を図る。

## 2 警察庁取調べ適正化指針の問題点

(1) 「なぜ，無実の者が虚偽の自白を余儀なくされたのか」，という核心問題  
については，全く検討がなされていない。

(2) 被疑者からの自白獲得を捜査における最優先課題と位置づける捜査のあ  
り方とその基盤である代用監獄制度を維持・温存し，取調べに対する実効的  
な規制措置の導入はしないという従来の警察の立場を，言葉を換えて表明し  
たものにすぎない（日弁連「『警察捜査における取調べ適正化指針』に対す  
る意見」（2008年2月15日）参照）。

## 3 被疑者取調べの監督制度の試験運用

(1) 警察庁は，2008年9月から2009年3月までの間，被疑者取調べ  
の監督制度の試験運用を実施

(2) 「被疑者取調べの監督の試験運用の総括について」を公表（2009年

4月)

警察庁は、適正化指針及び適正化規則に基づく取調べの監督制度は概ね成功していると判断。

しかし、監督対象行為のほぼすべての類型について該当事例が報告されている上、弁護士らからの苦情申出に対しても、「捜査は適正であった」等、適正化に消極的な姿勢の回答が多く見られ、虚偽自白を誘発する取調べの実態が依然として存在すること、警察内部での監督が十分に機能しているとは認め難いことを示す。

不法・違法な取調べに当たる行為を指摘された捜査員が萎縮する例があるという。不法・違法な取調べが許される環境になじんできた捜査官の意識改革の困難性を示す。

#### 4 最高検取調べ適正確保方策の概要

##### (1) 弁護士接見に対する一層の配慮

取調べ中の被疑者からの接見要請を直ちに弁護士に連絡する。

弁護士からの接見申出につき、早期に接見の機会を与える。

##### (2) 取調べに当たっての一層の配慮

身柄拘束中の被疑者の取調べの際、就寝、食事、運動又は入浴が定められた時間帯にできるよう務める。

やむ得ない場合を除き、深夜又は長時間の取調べを避ける。

取調べにおいて、少なくとも4時間ごとに休憩を与える。

供述調書は、必要に応じて、問答式で作成する。

##### (3) 取調べに関する不満等の早期かつ網羅的な把握と適切な対応

被疑者の取調べに関して弁護士等からの申入れ又は被疑者からの不満等の陳述があったときは、決裁官がその内容を把握し、調査の上必要な措置を講じるとともに、申入れ内容、調査結果、措置等を記録。

調査結果等につき、可能な範囲で被疑者又は弁護士に説明する。

#### 5 最高検取調べ適正確保方策の問題点

##### (1) 当然すぎるほど当然の内容にすぎない。

(2) 苦情申立てに対する決裁官の調査及び調査結果の説明の義務付けにより、弁護士の活動如何によっては外部からの一定のコントロールが可能となり、適正な取調べの実現に一応寄与する可能性もある。

(3) しかし、あくまで被疑者の取調べを前提とした上で弁護士の関与をわず

かに取り込んだび縫策にすぎない。

- (4) 「供述調書は，必要に応じて，問答式で作成する」とあるが，ほとんど実践されていない。むしろ，すべて問答式で作成するようにすべきであり，取調べを全面可視化すべきである。

## 6 取調べの可視化の動きと問題点

- (1) 2008年2月，最高検は「取調べの録音・録画の試行の検証について」を公表

2006年8月から2007年12月までに，検察庁において試行した170件の録音・録画の検証結果。

この試行は，裁判員制度における裁判員による供述調書の任意性判断の便宜を目的としたものであった。

- (2) 取調べの適正化方策の一つとして，本格的試行に。

2008年4月から，検察庁において，本格的試行。

2009年4月から，都道府県警察に拡大して試行。

- (3) 最高検の試行検証結果は，取調過程全部の録音・録画は真実解明にとって弊害があるので採用できないが，一部録音・録画であっても，「録画・録音に至るまでの捜査において適正でない取調べが行われれば，それが録音・録画時における被疑者の供述内容や態度等に反映されることになる」から，部分録音・録画であっても取調べの適正確保には十分とする。

- (4) しかし，部分録画録音方式では，虚偽自白の端緒を把握することができず，捜査官に恣意的な利用を許すことになり，いわゆる「いいとこ採り」との謗りを免れない。取調べを可視化するのであれば，取調べ開始から終了までの全過程及び客観的情況を映像録画する必要がある。

## 第5 裁判所の問題

### 1 長期勾留の弊害

- (1) 本事件は，仮に判決で有罪となったとしても，罰金か執行猶予が付くような事件であったにもかかわらず，身体拘束期間は，88日から395日にも及んでいる。

「とにかく早く出たい」という心理状態に被疑者を追い込んだ上で虚偽自白の強要する，という捜査機関の手法は，まさに「人質司法」といわれ，長期勾留の弊害として常々指摘されているところである。

- (2) このように，異常に長期間にわたる勾留延長決定を出し続けて，取調べ

対象者の人格否定にわたるほど過酷な取調べの機会を捜査当局に与え、虚偽自白の強要を許した裁判所の責任は重大であり、その原因と対策が十分に検討されなければならない。

## 2 弁護権，防御権の侵害

裁判所は，検察官の要求に屈し，国選弁護人を解任した。その根拠とされたのが，弁護人との秘密交通権を侵害してその接見内容を録取した調書である。なぜ裁判所がこのような対応をしたのか，その原因を究明する必要がある。

## 3 安易に虚偽自白を信じる裁判官の問題

### (1) 逮捕，長期勾留についての責任

裁判官らは，ほとんど虚偽の自白調書のみを見て（すなわち客観的証拠が示されていないにもかかわらず）これを安易に信じ，何度も逮捕令状や勾留延長請求を認めた。

不当な又は不必要な身体拘束を排除し，えん罪防止機能を果たすべき勾留質問制度が機能しなかったことを示している。

買収事件である本件の場合，原資の出所や用途の裏付けは不可欠。そのような客観的証拠の不存在は，むしろ「やっていないこと」を裏付ける証拠でもあったといえる。裁判官が自白の採取過程が適切であったかを見極め，捜査機関に対して客観的な裏付け資料の提出を求め，「裏付け資料がなければ身体拘束はしない」との姿勢を貫いていれば，身体拘束が長期化することもなかったはずであるといえる。

一般的に，裁判官は，具体的で詳細な調書になればなるほど，それを理由に信用性ありとする傾向がある。「具体的で詳細な調書は，警察官が『作文』することもできる。」という可能性を考慮した上での慎重な検討がされていない。

### (2) 長期審理

客観的証拠を欠き，捜査機関の構築したストーリーに相当な不自然性があるにもかかわらず，本件の審理は，3年7か月（2003年7月3日の第1回公判期日から2007年2月23日の判決宣告期日までの間，計54回の公判期日）にもわたった。

自白の任意性や信用性，アリバイの存否等多岐にわたる争点をめぐって検察官・弁護人双方の主張立証が展開され，これらの主張立証に先だって十分な争点整理がされないまま審理が行われ，そのような主張立証がさ

らに争点を拡散させたことが長期化を招いた一つの原因と考えられるところ(最高検調査報告書)、勾留段階と同様、裁判所における「有罪の予断」が、審理段階における決定にも影響した可能性は否定できない。

#### 4 無罪判決の検討

##### (1) 自己矛盾

自白に真っ向から反する客観的事実があったからこそ裁判所は無罪判決を書くことはできた。無罪判決の中でも「供述が不自然なまでに詳細すぎる」旨指摘している部分があるが、そのような供述を生み出す原因となった長期勾留を認めた責任は、裁判官ら自身にあるのであり、むしろ自己矛盾ともいうべき。

##### (2) 無罪判決を出したことにより、裁判所は免責されないこと

判決の中では、検察の責任、裁判所の責任には一切触れていない。

検察官調書については証拠評価せず、警察官調書についてのみ評価している。また、「自白は信用できない」という評価にとどまり、「違法な取調べがあった」ことや、「事件が捏造された」ことまでは認定されていない。

このような内容の判決では、捜査機関による虚偽自白の強要や事件捏造の実体を究明し、捜査機関の責任を認めたことにはならず、むしろ捏造捜査を容認した「身内の庇い合い」のようにも受け取れる。これでは、この事件を教訓として、以後の捜査機関による虚偽自白の強要や事件捏造を防ぐという役割を果たすことは到底できない。

逮捕や長期勾留を認めたことによる裁判所自体の重大な責任は、無罪判決を出したことのみで免除されるものではない。

##### (3) 刑事裁判の鉄則の実践

前記のとおり、「有罪の予断」を持った上で、虚偽の自白調書をも容易に信用してしまうというのが裁判所の実態である。

「無罪推定の原則」と「公正な裁判」の実現という刑事裁判の鉄則と基本姿勢を忠実に守り、公正・中立な立場から、捜査機関の権力の行使を厳重に監視・チェックする役割が果たされなければならない。

#### 第6 えん罪原因究明のため調査されるべき事項

##### 1 内部調査の限界

(1) 志布志事件の最大の特徴は、捜査機関がその意図するとおりにありもしない事件を作り上げ、「虚偽自白」を捏造したことが証明されたことにある。

捜査機関は、自白の捏造を糊塗して虚偽自白を維持させるために、弁護人との接見内容にまで容喙し、自白供述が客観証拠と合致していなければ、さらに集めた客観証拠に虚偽自白を合致するように変更させる等、あらゆる違法な手段を用いて虚偽自白を維持させていたことが明らかとなっている。

(2) しかし、なぜありもしない事件を作り上げたのかという背景事情や、虚偽自白の捏造とその維持はいかにして行われたのかという違法捜査の実情等、まさに解明されなければならない事項は、捜査機関内部による調査によっては、一切明らかになっていない。

本件に続いて現在進行中の国家賠償訴訟においても、捜査機関は、捜査関係記録を一切開示しようとせず、取調べの実態や虚偽自白に至った過程は解明されないままである。

(3) また、前記のとおり、本件における裁判所の責任は極めて重大であるといわざるを得ないところ、裁判所は、自らの責任について調査・検討していない。

## 2 第三者機関によって調査されるべき事項

前記のとおり、内部調査には限界がある。本件におけるえん罪原因の解明のためには、独立した第三者機関により、以下のような事項が調査・解明されなくてはならない。

### (1) 警察について

捜査の端緒から逮捕に至るまでの経緯（そもそも事件自体が存在しない架空のものであった以上、いかなる理由付けで逮捕に至ったのか、明らかにする必要がある。）

架空の事件を作り上げるに至った理由（実績を上げたいからか。「実」のない実績など意味がなく、その行為が無実の人たちに及ぼす重大な影響。）

本件に関連する一切の捜査記録の開示（虚偽自白捏造の過程、自白した人たちの虚偽自白の内容をすりあわせるためにいかに証拠を改ざんしていったか、等違法捜査の実態を明らかにする。）

客観的証拠の不存在、ストーリーの不自然性等、自白内容が虚偽であることを伺わせる事情につき、担当捜査官及び上司は、どのように考えていたのか。

警察内部における事件処理方針についてのやり取りの開示、警察内部におけるチェック体制の不機能の原因解明（裏付け証拠の不存在等につい



て警察内部ではどのように判断したのか、「事件は存在しないのではないか」との疑問を抱いた捜査員と上司とのやり取り等。）

違法な捜査を進めた担当者の責任は内部においていかに追及されているか。

## (2) 検察について

客観的証拠による裏付けを欠いていたにもかかわらず、公訴提起に至った経緯とその判断の根拠（警察に対し、補充捜査の指示等をしなかったのか。）

「本当はやっていない。警察官に脅されて自白した。」旨の被疑者の訴えをどのように受け止めたのか。「無罪推定の原則」の下、何故真摯に耳を傾けようとしなかったのか。

本件に関連する一切の記録の開示

「事件は存在しない」ことを警察から耳にしたことはなかったか。公訴維持のために、証拠隠滅等が行われていなかったか。

公訴提起後、虚偽自白や事件捏造の可能性について疑問を抱いたことはなかったのか。公訴取消や論告求刑放棄は検討しなかったのか。

違法な捜査及び公判維持を進めた担当者の責任は、内部においていかに追及されているか。

## (3) 裁判所について

客観証拠による裏付けがないにもかかわらず、逮捕、勾留決定を出すに至った理由（無罪推定の原則との関係で、捜査機関による請求をどのように評価していたのか。）

虚偽自白であることや事件捏造の可能性が高いことが明らかであったのであるから、より早期の段階で検察官の無理な主張や権限行使を抑制することができたのではないか。

判決において、「自白は信用できない」という評価にとどまり、「違法な取調べがあった」ことや、「事件が捏造された」ことまでは認定されなかった理由

裁判所内部においては、本事件における裁判所の責任についての調査や、本件後の改善等、何らかの対策が講じられているか。

## 氷見事件のえん罪原因の究明について

### 第 1 事件の特徴

氷見事件は、柳原氏が 2 件の強姦等事件につき、似顔絵の犯人に似ているとの情報により被疑者とされ、偽りの自白をさせられたあと逮捕、起訴され、懲役 3 年の実刑とされて服役したが、その後、真犯人が逮捕されて、やっと再審において無罪が言い渡されたものである。ここに、氷見事件の特徴がある。

### 第 2 捜査機関の問題

#### 1 警察捜査

(1) 柳原氏が犯人とされた決め手は、被害者のあやふやな供述に基づく似顔絵である。任意取調べという名の下で、午前 9 時半頃から午後 11 時頃まで 13 時間以上にわたる強制的な取調べで始まった。黙秘権の告知もなされなかった。代用監獄におけるこのような長時間の取調べの連続は、精神的、肉体的な拷問以外の何ものでもない。警察は、同氏に的を絞って任意の取調べで自白を引き出すや、一瀉千里に逮捕に走っている。この間、どのような捜査情報が積み重ねられ、客観的証拠が用意されていたか、皆目不明である。指紋、足跡、DNA など行われたはずの科学的捜査の結果は、闇に包まれている。他の容疑者に関する情報がどのように集められ、潰されていったかも分からない。捜査機関内部に柳原犯人説への疑問はなかったのか、他に関連事件があったのではないかと、被害者の目撃供述の正確性はいかに裏付けられていたのか。柳原氏のえん罪が明らかになった以上、これらの捜査関係資料がまず明らかにされる必要がある。

(2) 次の問題は、客観的証拠もないのに、柳原氏に自白を迫り、引き出していることである。まさに警察による完全な作文であった。柳原氏によれば、突然数人の警察官に囲まれて警察署に連れて行かれ、取調警察官の態度に恐怖で一杯になり、無理やり自白させられ、これを最後まで維持させられた旨、述べている。代用監獄での過酷な取調べ、捜査員の密室での精神的・肉体的攻撃に耐えきれず、牛乳に除草剤を混ぜて飲み、自殺を図るほど深刻なものであった。家族への信頼も断ち切られ、自白に追い込まれた。このような状態で勾留裁判官に会い、やっと「やっていない」と真実を言えたが、何も変わらず、かえって警察署に帰ると捜査官は柳原氏が「やっていない」といったことについて激しく怒り、殴りかかるかのような勢いで迫られ「今後は俺

の言うことに『はい』か『うん』しか言うな」と怒鳴られた。もうこの捜査官からは逃げられないと思い、また「もうひっくり返すことは致しません」という旨の上申書を書かされている。

本件の特徴は、この恐怖心が法廷まで続いて、公判廷でも自白が維持されたことである。柳原氏は、傍聴席で警察官が監視しているとの恐怖から、法廷でも真実が言えなかったと述懐している。

そこで、心理学者などによる取調と恐怖心の発生・維持などに関する実験を含めた多面的な究明が必要である。

## 2 検察官の役割

- (1) 検察官は、捜査を適正に保持する義務がある（刑事訴訟法193条）。本件において、検察官は、この法的義務を完全に放棄している。柳原氏の自白の問題点、客観的証拠のせい弱性、他の捜査対象者に対する捜査の手抜き、被害者供述の問題性などにつき検討した形跡は見られない。
- (2) 検察官の職務は、適正な捜査の上に公訴提起と公判維持に向けられなければならない。起訴に当たっては公判提出予定のない証拠も含むあらゆる証拠を慎重に検討し、その上で疑わしい点について吟味し、起訴・不起訴を決定すべきである。本件では、検察官により、このような作業がなされたのかどうか、詳細に明らかにされるべきである。

## 第3 弁護人の問題

弁護人の弁護活動の問題として、まずえん罪の疑問を持つことはできなかったのか。

ことに強姦事件のような性犯罪は、それに類する前科前歴を有していることが多い。接見において、「なぜいきなり2件も」という疑問を持ち、関連質問をすれば、「実は」という真実を引き出せたのではないか。

証拠上の矛盾点はなかったのか。それを積極的に解明しようとする姿勢があったか。

柳原氏が真実を言える信頼関係の構築上問題はなかったか。

捜査機関に対する恐怖心にとらわれて、弁護人にすら真実を打ち明けられない被疑者・被告人がいることへ留意したか。

地元のマスコミ報道が弁護活動に影響を与えた可能性もある。この点も明らかにされるべきである。

## 第4 裁判所の問題

1 「無罪推定・疑わしきは被告人の利益に」の鉄則

本件ではこれらの刑事裁判の鉄則が、裁判所においてどのように遵守されたのか。仮にそのことが意識されていたとしても、えん罪となったのはなぜなのか。無罪推定の原則をもってしてもえん罪を回避できないとすれば、その他にえん罪を回避するための方策は何なのかが検討されるべきである。

もしこれらの鉄則が裁判官の意識に上っていなかったとすればなぜなのか。検察官への親和性と被告人、弁護士への反発はなかったか、裁判官の独立が独善につながっていなかったか、誤った証拠評価は何に由来しているのか、徹底的な究明が必要である。

2 令状主義が形骸化しているのではないか。

柳原氏は勾留質問において勇気を出してえん罪を訴えたのに、その後捜査機関による過酷な報復を受けている。勾留裁判官は、どれだけ柳原氏の弁明に耳を傾けたのか。

3 被告人が真実を言える法廷であったのか。

なぜ柳原氏は自由であるべき法廷において、「やっていない」という事実を述べるができなかったのか。被告人が検察官に対抗する当事者であり防禦主体として扱われていたかも究明されるべきである。

## 第5 検察，警察のえん罪原因分析の限界

真犯人が出現したことによる再審無罪は、捜査機関にも深刻なえん罪事件であることを自覚させ、警察庁及び最高検は氷見事件及び志布志事件に関する検討結果を発表している（以下「原因分析」という。）。

しかしその結論を見ると、以下に述べるようにえん罪の真因に迫るものとは到底言い難く、むしろこれを隠蔽するものとなっている。

1 最高検による「原因分析」においては、えん罪原因を捜査の問題点（反省すべき点）として、

- (1) 客観的証拠の吟味不足
  - (2) 被害者、被疑者供述への過度の寄りかかり
  - (3) 検察官としての適正な上下指揮体制の不足
- などがあげられている。

まず、この論述の順序に注目したい。

「客観的証拠の吟味不足」の故に、「被害者の供述への過度の寄りかかり」が生じた、また、客観的証拠の吟味不足に陥ったのは、「検察官としての適正

な上下指揮体制の不足があった」という論理である。このいずれもが真実（原因）であれば、この順序を崩しても真実性を保持するはずである。

しかし、以下の順序にすると、最高検の原因分析は崩壊する。

(1) 「被害者・被疑者の供述への過度の寄りかかり」について

被疑者であった柳原氏は無実なのであるから、犯罪に関する供述などなし得るはずがない。「やっていない」以外の、一言ですら供述することは不可能である。被疑者の話すことのすべてが、無知の暴露の連続である。それにもかかわらず、なぜあたかも真犯人であるかのような、詳細な犯罪事実に関する供述が成立するに至るのか。

それは犯罪事実を知っている者によって、被疑者に対して持ち込まれたもの以外にあり得ない。それをなし得るのは、物理的に捜査機関しかない。捜査機関は犯罪について捜査をしており、犯罪関連事実を最も良く（専門的に）知っている。その知識を悪用して、無実、即ち犯罪関連事実など全く知らない者に、捜査官の有する犯罪関係事実を押しつけたから、事実を全く知らない者の詳細な供述調書が成立するに至る。

このような創作された調書を「自白の内容は具体的かつ詳細であり、体験したものでなければ供述できないほどに迫真性がある、…被告人の供述は十分に信用できる」などと評価する判決がある。しかしこれは、調書を作成する捜査官の実態を考えない空虚な評価である。捜査官は実際の捜査で得られた経験の蓄積の上に立って、詳細で具体的な迫真性ある調書を作りあげることなど何の造作もないことである。99.9%の有罪率は、このような供述調書の実態を無視した裁判官によって支えられているということになる。

最高検の分析は、この無実の者の供述調書が存在するに至る最も肝心、明白な事実の原因究明には踏みこまず、あべこべに、この自白が信頼できるものであるかのように位置付け、これに「寄りかかった」と弁明しているのである。

(2) 「客観的証拠の吟味不足」というのは客観的証拠を一応は吟味したことを前提にしている。

柳原氏が無実である以上、柳原氏が真犯人であることを指し示す客観的証拠など存在するはずがない。事実はその逆であって、柳原氏の無実を示す証拠こそ揃っていたはずである。

例えば、本件では柳原氏とは一致しないので提出されなかった（隠匿された）と思われる真犯人のDNA型鑑定との矛盾は、一目瞭然だったはずである。何ら、ことさらな吟味の必要性は存在しない。現場に残された靴跡が2

8 c mもあり，柳原氏の足は24 . 5 c m程度であったことから，外寸も25 . 5 c m止まりであることも，一目瞭然である。このように，ことさらな吟味は不要である。捜査官がごく普通に観察すれば明らかになることである。

最高検が「原因分析」で言いたかったことは，「自白調書に寄りかかって，客観的証拠の吟味をおろそかにした」ということである。この「原因分析」は，虚偽の自白調書が存在することから目をそらせるための，ごまかしというほかない。

本件は，客観的証拠の吟味不足が問題なのではなく，逆に，客観的証拠の無視あるいは変更・隠匿がなされた点が問題なのである。

即ち，柳原氏を犯人とするには都合の悪いDNA型鑑定結果は隠匿され，靴跡は無視された，柳原氏の電話記録（アリバイ）も無視された，被害者供述等は，無関係の物（例えば被害者はチェーン用のもので縛られたと述べているのに，柳原氏の自宅にあったビニール紐）を証拠に仕立て上げるために変更させられた，などの客観的証拠の隠匿や変更がなされていることが問題なのである。

「客観的証拠の吟味不足」という検討結果は，前述した創作された自白調書から目をそらせることに加え，むしろこの真の問題点を隠蔽するものとなっている。

### (3) 上下指揮体制不足について

最高検の結論は，担当検察官も，その上司である支部長検事も経験不足・事件多忙のために，本庁との連携がとれず，検事正や次席検事の適切な指示を得て，えん罪を回避することができなかったというものである。

しかし，そうするとえん罪を回避できるのは，検事正や次席検事に限られ，その他の者しかいないところでは，えん罪もやむを得ないという結論になる。これは非常に皮相な見解である。

本件において，担当検察官は柳原氏の「やっていない」との言い分に接したときに，「真実無実かもしれない」との疑念を抱き，この疑念を解明すべく，警察に対して，真犯人の残した体液のDNA型鑑定を求めるだけで，柳原氏の言い分が正しいことはたちどころに分かったはずである。

足利事件から13年もたった氷見事件において，より進化し正確性を増したDNA型鑑定がなされていないはずはない。もしこの結果が検察官に提示されていないとすれば，柳原氏を真犯人とする自白調書の存在は怪しいということになる。その点を検察官が警察に指摘しなかったとすれば著しく怠慢である。逆に，提示されていて，柳原氏のDNA型とは矛盾することが明ら

かであるのに、この点を指摘しなかったとすれば、無実と知りつつ訴追するわけであるから、犯罪的である。

- 2 警察庁の「富山事件および志布志事件における警察捜査の問題点等について」警察における検討においても、最も直接的な問題である「無実の者の自白調書」については全く触れられていない。かえって、
- 「本件捜査では、同氏が積極的に供述しない状況の下、その供述を得るに当たっては、捜査員による暴行や脅迫が行われた状況は認められないものの、」 「相当程度捜査員から積極的に事実を確認する型での取り調べを行わざるを得ない状況にあったと認められる」 「本来、そのような同氏の供述態度から判断すれば、その自白が真意によるものであるか否かの慎重な検討を行うべきであった」と結論付けている。

あたかも、「捜査自体には全く違法はないが、虚言癖のある柳原氏の供述を信用したのはまずかった」と言いたげである。明らかなえん罪を、えん罪被害者のせいにしようとしているのではないか。

### 3 小括

以上のようにえん罪当事者（加害者）による検討においてはえん罪の真因の究明とその防止はほど遠いことが明らかとなった。

また以上に述べた問題点の指摘は、公判提出の資料に限られており、真のえん罪原因究明のためには、あらゆる未開示の資料も参照され、的確な原因が把握されるべきである。そのためには、司法に関係する権力機関が犯したえん罪の真因を、権限を有する公的機関が組織的に調査し、その検討結果を誠実に、国民に明らかにし、原因を除去する真摯な方策が提案され、犯罪から庇護されるべき国民（無実の者）が、あべこべに犯罪者とされてしまうという、最も悲惨なえん罪被害の防止に努めるべきである。

## 足利事件のえん罪原因の究明について

### 第 1 事件の特徴

足利事件は、犯人の遺留精液が付着した被害女児の半袖下着（以下「半袖下着」という。）を対象としたDNA再鑑定によって、

菅家利和氏（以下「菅家氏」という。）の完全無実が明らかになり、その公判廷の自白及び別件 2 件の幼女誘拐殺人事件の自白を含むすべての自白が虚偽だったことだけでなく、

犯人のDNA型が判明したことから、真犯人が浮上するという、これまでのえん罪には見られない展開を示している。

そこで、以下、このことを念頭に置きながら、捜査段階、公判段階、再審段階に分けて、誤判原因の究明のために残されている課題は何か、を検討する（検証課題を下線で示す。）。

### 第 2 捜査段階

1 事件は、1990年5月12日（土）に発生した。そして、半袖下着の遺留精液の血液型鑑定によって、犯人の血液型は、Bの分泌型と判明した。

そこで、足利警察署に設置された捜査本部（以下「捜査本部」という。）は、ローラー捜査を行い、足利市内のほとんどすべての成人男性から唾液の提出を求め、Bの分泌型と判明した人物について、事件当日の行動を質した。

事件当時幼稚園のバスの運転手をしていた菅家氏は、「事件当日は、幼稚園の勤務を終え、午後3時過ぎころからは週末を過ごすために借りている借家にいた」と供述したが、その供述を裏付ける第三者がいなかったこともあって、容疑者の1人とされた。そして、1990年12月上旬から任意同行される前日の1991年11月30日までほぼ1年間、自宅を出て自宅に戻るまで警察官によって尾行された。菅家氏は尾行に気付かなかったが、その間菅家氏に不審な行動は一切確認されなかった（控訴審における警察官証言）。菅家氏は、当時幼稚園に勤務し、女児が裸になったりする場面などに数多く立ち会ったはずなのに、菅家氏に不審な行動が一切確認されなかったことは、菅家氏が小児性愛者ではないこと、すなわち足利事件の犯人ではあり得ないことを、警察は、菅家氏の任意同行以前に確認していたことになる。

しかし、菅家氏の1年間に及ぶ行動確認がどのようなものだったのか、その詳細は、明らかになっていない。そこで、菅家氏の1年間に及ぶ行動確認の経



過及び結果を検証する必要がある。

翻って、菅家氏以外にも尾行が続けられていた人物がおり、その中に真犯人が含まれていた可能性が極めて高い。そこで、菅家氏以外の人物，特に真犯人の行動確認の経過及び結果も検証する必要がある（むろん，その人物のプライバシーには格別の配慮をする必要がある。）

- 2 小児性愛者ではない菅家氏が被疑者とされたのは、ひとえに、1991年6月23日に警察が菅家氏の精液が付着したティッシュ・ペーパーを入手し、これと半袖下着を用いたDNA鑑定を科警研に依頼し、同年11月25日、犯人と菅家氏のDNA型が一致する旨の鑑定結果が得られたことにある(以下「科警研鑑定」という。)

しかし、菅家氏以外にも尾行が続けられていた人物が他にいたことに照らすと、何ゆえに、菅家氏の精液が付着したティッシュ・ペーパーと半袖下着を対象としたDNA型鑑定に踏み切ったのかという疑問を抱かざるを得ない。当時の鑑定技量には限界があり、半袖下着と対象資料とのDNA鑑定は、「異時」鑑定が当たり前になっている血液型鑑定とは異なり、一発勝負的な「同時」鑑定として行わざるを得なかったからである。

足利事件の最大のえん罪原因は、科警研鑑定が誤っていたことにある。

しかし、最高検、警察庁、科警研も、未だに、科警研鑑定が誤っていたことを認めていない。最高検、警察庁、科警研の基本的なスタンスは、「科警研鑑定（MCT118法）は当時のものとしては誤っておらず、その後開発された新たなDNA鑑定（STR法）によって菅家氏の無実が明らかになったに過ぎない」というものなのである。

しかし、DNA再鑑定のうち本田克也筑波大学教授のDNA鑑定（以下「本田鑑定」という。）は、犯人のMCT118型は18-24であり、18-29の菅家氏とは全く異なることを明らかにした。さらに、テレビ局の依頼により実施された被害女児の臍の緒を用いた本田新鑑定によって、被害女児のMCT118型が18-31であることが判明した。科警研鑑定は、被害女児のDNAを犯人のDNAと取り違えてPCR増幅し、そのDNA型（18-31）と菅家氏のDNA型（18-29）が一致すると鑑定したものだ。

ところが、検察官（東京高等検察庁）、警察庁、科警研は、本田鑑定は犯人以外のDNAを増幅した誤鑑定である旨反論している。

本田鑑定と科警研鑑定のいずれかが正しいのかは、半袖下着を用いたDNA再々鑑定をするしかない。

そして、宇都宮地方検察庁は、無罪判決が確定した今日に至るも、何らの法的根拠もなく、半袖下着を被害女兒の遺族に返還することを拒否している。

科警研鑑定がおよそ非科学的な鑑定に値しないものであることが白日のものと晒されると、足利事件のDNA鑑定の翌年の飯塚事件の科警研鑑定にも疑問が生じることになる。しかし、飯塚事件の久間三千年氏（以下「久間氏」という。）は、2008年10月28日、突如として死刑を執行された。

足利事件の科警研鑑定が誤鑑定だったとすれば、飯塚事件の再審請求にも重大な影響を及ぼすことは必至である。

いずれにしても、半袖下着を用いて真犯人のMCT118型は、本田鑑定が言うように18-24なのか、科警研が可能性として述べる18-30を中心とする型（18-29, 30, 31）のいずれなのか、を半袖下着の再鑑定によって確認する必要がある。

しかし、半袖下着の返還を拒み、その保管状況について「適切に保管されている」としか答えない宇都宮地検検事らの姿勢に照らすと、検察官は、半袖下着のDNA再々鑑定が不可能になることを画策しているのではないかと疑われる。

ともあれ、科警研鑑定の経過及びその検証過程の再検証、半袖下着を対象とした真犯人のMCT118型を含むDNA再々鑑定が必要不可欠である。

DNA再々鑑定に備えては、半袖下着を、第三者のDNAが付着することのないような措置を講じた上で、遺留精液のDNAがこれ以上低分子化しないようにマイナス80度Cで超低温保存するよう緊急措置する必要がある。

- 3 警察官は、1991年12月1日午前7時ころ、菅家氏に任意同行を求めするために、菅家氏の借家を訪ねたが、令状もないのに、借家に上がり込み、約1時間、菅家氏を犯人と決め付けた上で、肘鉄で菅家氏を押し倒す、被害女兒の写真を示して謝罪を求めるなど違法な行為を行った。

さらに、警察は、菅家氏を足利署に半ば強制的に連行し、同日午前10時ころから取り調べたが、否認を続ける菅家氏に対し、犯人と決め付けて「本当のことを話せ」と自白するよう迫っただけでなく、「DNA鑑定で犯人の精液と一致した」旨伝えて、菅家氏を虚偽の自白に追い込んだ。菅家氏によれば、その間、警察官は、「馬鹿面をしているな」などと侮辱的な発言をし、髪の毛を引っ張る、机の下で足を蹴るなどの暴行も加えた。

しかし、警察庁の報告書は、前記の点について、科警研鑑定を過大評価したとしているだけである。

そこで、特に1991年12月1日の任意同行から虚偽自白に至る過程について検証する必要がある。念のため、前記取調べをテープ録音しなかったのか否かについても確認しなければならない。

4 菅家氏は、翌12月2日、検察官に対しても自白し、以後、捜査段階で、警察官、検察官に対し、自白を維持し、事件現場で指示説明を行い、警察署の道場で犯行再現を行い、12月21日に、本件で起訴された。

しかし、無実である菅家氏に、犯行な詳細や現場での指示説明、さらには犯行再現が可能であるはずがない。

そこで、菅家氏は、何ゆえに捜査段階でそれなりに詳細な虚偽の自白をし、現場での指示説明を行い、犯行再現をしたのか（できたのか）について、心理学的な考察を含めて検証する必要がある。

5 弁護人の弁護活動の問題もある。菅家氏の第一審弁護人は、菅家氏の逮捕後、間もなく菅家氏の兄が依頼した私選弁護人であったが、菅家氏の有罪を疑わず、菅家氏の無実のサインを完全に見逃した。

しかし、たとえ菅家氏が自白していたとしても、科警研鑑定の出現頻度は、もともと1000人に約1.2人（833人に1人）というもので、足利市内の男性で約100人の該当者がいたから、虚心に菅家氏の訴えに耳を傾ければ、早期の段階で、菅家氏が無実を訴えることも十分に可能だったと思われる。現に、無罪判決確定後、最高検の報告書で指摘されて分かったことであるが、菅家氏は勾留裁判官に対し、被疑事実については「答えたくありません」と述べ、否認に通じる態度をとっていた。

そこで、捜査段階の弁護人の弁護活動についても検証する必要がある。

### 第3 公判段階

公判段階は、第一審、控訴審、上告審に分かれるが、それぞれの段階で問題がある。

#### 1 第一審

(1) 警察官は、本件の起訴の前日である1991年12月20日、菅家氏を別件2件で取り調べ、菅家氏は、わずか35分後に二つの事件も認めた。

しかし、その直後から録音されたテープを聴くと、菅家氏の別件2件の自白は、捜査官の誘導によって導かれたものであることを比較的容易に判断することができる。しかし、当時、捜査官でそのように考えた者は皆無だった。

そこで、警察官の取調べテープが他にもないかを検証したうえで、菅家氏の別件2件の自白の任意性及び信用性を改めて吟味する必要がある。

(2) 検察官は、1991年12月24日、別件のうち1件で逮捕された菅家氏が当該事件の自白を維持していたのに、翌1992年1月15日、処分保留で釈放した。検察官は、菅家氏の当該事件の自白は信用できないと考えた可能性がある。そのことは、本件である足利事件の自白の信用性に影響するはずであるが、検察官は、そう判断しなかった。

さらに、検察官は、宇都宮拘置支所に移送された菅家氏を、別件2件について取り調べ、その大半をテープ録音した。そして、菅家氏の逮捕から3か月後の、本件に関する第1回公判が未だ開かれていない1992年2月4日には、菅家氏の3件の自白が完全にパターン化していることに気付いた。しかし、検察官は、本件に関する見直しを行わなかった。

さらに、検察官が、同年12月7日、菅家氏に本当のことを聞きたいと申し向けたところ、菅家氏は、本件を含む3件について全面的に否認した。しかし、検察官は、翌12月8日、科警研鑑定を突き付けるなどして本件については再び自白させたが、かかる経過について、裁判所にはもとより、弁護人にも秘匿した。

そして、菅家氏は、同月22日の第6回公判で弁護人から家族に無実を訴える手紙を示されて突如否認に転じた。その2週間前の12月7日に菅家氏が検察官に対し全面的に否認したことは、2009年10月5日に同日の取調べテープが開示されるまで判明しておらず、12月22日の菅家氏の公判廷での突如の否認が最初の否認供述であると長く信じられてきた。しかし、実際には、任意同行から約1年後の1992年12月7日に菅家氏は明確に否認に転じていたのである。

ところが、その翌日の12月8日、検察官によって再び自白に追い込まれたのである。そして、12月22日の第6回公判廷での突如の否認も、2日後の12月24日の弁護人の接見に基づいて作成された12月25日付けの罪を認める裁判長宛の上申書が災いしたが、死刑を恐れたためで、真実のものではないと受け止められた。

そして、菅家氏は、1993年1月28日の第7回公判で再び自白したが、判決を3週間後に控えた1993年5月31日に弁護人に宛てて無実を訴える手紙を書き、これを受けて弁論が再開された第10回公判(同年6月24日)に、全面的な否認に転じた。

そして、菅家氏が前記5月31日付け弁護人あての手紙に記した事件当日

の行動は、菅家氏が任意同行前及び任意同行当日、さらには1992年12月7日に検察官に供述した内容と完全に合致したものだ。したがって、少なくとも検察官には菅家氏の否認供述こそが真実のものではないかと考える機会が与えられたことになる。

しかし、検察官は、再度の論告で、菅家氏は支援者に踊らされて虚偽の否認に転じたかのように論じた。

こうして、取調べテープが明らかにする菅家氏の別件2件及び本件に関する供述と公判の過程を照らし合わせて、検察官が行った訴訟遂行が正しいものだったかどうかを検証する必要がある。

- (3) 1992年6月から11月まで、精神鑑定医が菅家氏を問診して精神鑑定した。その結果は、菅家氏は「代償性」小児性愛者というものだった。

しかし、「代償性」とは「真性」すなわち「本物」ではないというに等しい。にもかかわらず、菅家氏を「小児性愛者」と鑑定した精神鑑定医の問題もある。

本事件では、精神鑑定医による精神鑑定の当否も検証する必要がある。

- (4) 第一審弁護人の弁護の姿勢にも問題がある。

まず、菅家氏の兄から菅家氏が家族に無実を訴える手紙を受け取りながら、真意を確かめることなく、法廷でこれを示し、菅家氏の否認供述に接するや、「信頼関係を傷つけられた気分だ。このまま否認を続けるなら辞任もあり得る」旨、1992年12月22日の公判後、記者団に語ったことは、第一審弁護人の基本的な姿勢を示している。

そして、12月24日に菅家氏と接見して、菅家氏に裁判長あてに罪を認める上申書を書かせたことは問題だったというほかはない。

さらに、1993年5月31日付けで決然と否認に転じた菅家氏の手紙に接しながら、弁論の再開を求め、被告人質問を行うだけで結審に応じた第一審弁護人の姿勢も問題である。

控訴審段階の弁護人が、菅家氏の弁護人あての前記手紙を手掛かりに事件当日のスーパーマーケットのレシートの控えを確認したところ、菅家氏の否認供述を裏付けるレシートの控えは発見され、反対に、菅家氏の自白を裏付けるレシートは発見されなかった。

こうして、それぞれの転換点における第一審弁護人の弁護活動も検証する必要がある。

- (5) 第一審裁判官も問われるべきである。無実の菅家氏が家族に無実を訴える手紙をきっかけに公判廷で突如否認に転じ、さらに、最終段階で弁護人に

無実を訴え公判廷でも決然として否認に転じたのであるから，第一審裁判官にも菅家氏の無実気付くチャンスは十分にあったからである。

ところが，第一審裁判官は，曖昧な菅家氏の供述を前に，クローズクエスチョンを多用して，菅家氏を自白の方向に導いただけでなく，家族に対し真実を訴えた手紙を家族に見捨てられないように偽りの否認をしたものと誤って評価した。

こうして，第一審裁判官の公判廷での質問態度及び事実を誤認した判決も検証の対象である。

## 2 控訴審

- (1) 控訴審からの弁護人は，菅家氏の無実を確信し，菅家氏の自白の任意性・信用性を全面的に争うとともに，科警研鑑定 of 証拠能力と証明力を争った。したがって，控訴審以来の弁護人の弁護活動は基本的に誤っていないと思われる。

しかし，1993年に科警研が科警研鑑定に用いた123マーカーによっては正しい型判定ができないことを認めていたから，控訴審の段階で，菅家氏に由来する資料を用いて独自にDNA鑑定を行い，DNA再鑑定を求めることも不可能ではなかった。仮に，控訴審で，DNA再鑑定を求めていたとすれば，控訴審が確実にDNA再鑑定に踏み切ったとはいえないが，菅家氏の無実を1994年の段階で明らかにできた可能性もあった。

つまり，控訴審弁護人の弁護活動も検証する必要がある。

- (2) 控訴審検察官は，第一審の有罪判決に誤りはないとの立場を取り続けた。かかる控訴審検察官の姿勢も検証する必要がある。
- (3) 控訴審裁判官については，第一審裁判官よりも問題がある。

何故なら，控訴審裁判官は，全面的に無実を争う控訴趣意を踏まえて審理に臨み，菅家氏の度重なる否認供述に直接接しながら，菅家氏の否認供述が真実であることを見抜けなかったからである。

控訴審裁判官の公判での態度及び第一審無期懲役判決を是認した控訴審判決も検証する必要がある。

## 3 上告審

- (1) 上告審段階で，弁護人は菅家氏の毛髪を用いて独自にMCT118型鑑定を行い，菅家氏のMCT118型は，犯人のそれと想定される18-30とは異なり，18-29であることを明らかにして，1997年10月28

日にDNA再鑑定を請求し、同時に、DNA再鑑定に備えて、半袖下着を超低温保存するよう求めた。

したがって、上告審弁護人の弁護活動には特に問題となるものはないと考える。

(2) 上告審検察官は、弁護人から請求されたDNA再鑑定について真摯に受け止め、これに賛成すべきだった。しかし、上告審検察官は、弁護人の主張をことごとく争い、菅家氏の救済の遅延を放置した。上告審検察官の姿勢も検討すべきである。

(3) 上告審裁判官と最高裁調査官について、特にDNA再鑑定を命じなかったことは致命的である。最高裁が12年前にDNA再鑑定を命じていれば、菅家氏は、その時点で自由を回復していた可能性が高いからである。

また、その時点であれば、事件(1990年5月12日)から7年余りしか経過しておらず、時効完成まで未だ8年あり、警察が再捜査し、犯人逮捕に結びついた可能性も高く、DNA再鑑定を命じなかった最高裁の姿勢は問われなくてはならない。

付随して、最高裁が半袖下着の超低温保存を命じなかったこともわが国のDNA鑑定のあり方を考えるうえで重要である。諸外国の制度を調査したうえで、DNA鑑定に関する法制度を早急に整える必要がある(現場資料の厳重管理保管,対象資料の厳重取扱い,再鑑定の保障,DNA鑑定請求権など)。

#### 第4 再審段階

再審段階は、請求審、即時抗告審、再審公判に分かれるが、ここにも問題がある。なお、再審無罪判決(2010年3月26日)のわずか6日後(4月1日)に公表された警察庁と最高検の足利事件報告書についても触れる必要がある。

##### 1 請求審

(1) 2002年12月25日に宇都宮地方裁判所に申し立てた再審請求において、弁護人は、DNA再鑑定を請求し、菅家氏の別件2件に関する自白調書の開示を求めた。しかし、検察官は、これに反対した。

検察官がDNA鑑定に同意していれば、菅家氏の自由の回復は、2003年にも実現できた可能性がある。

さらに、菅家氏の別件2件の自白に関連して、宇都宮地検には、12本の取調べテープが存在していたわけで、再審請求審検察官は、その存在と内容を知っていた可能性がある。

したがって、再審請求審検察官の判断が何に基づいてどのようになされた

のかも検証する必要がある。

(2) 再審請求審裁判官にも問題がある。

たとえば検察官が反対していたとしても、既に弁護人から、菅家氏のMCT 118型は18 - 29であり、犯人と菅家氏のDNA型は一致しない可能性がある旨の具体的な指摘がなされていたのであるから、裁判所としては、当然に、DNA再鑑定を命ずべきだった。しかし、再審請求審裁判官が行ったことは、半袖下着の超低温保存を命じただけで(2004年10月26日)、DNA再鑑定は命じなかった。

再審請求審裁判所(宇都宮地裁)は、再審請求棄却決定(2008年2月13日)で、弁護人が独自に行ったDNA鑑定について、菅家氏の毛髪であるかどうかの疎明がないとの理由でその証拠価値を否定した。しかし、菅家氏は千葉刑務所で服役中で菅家氏から鑑定資料を入手することは極めて容易だった。

さらに、再審請求審裁判所は、別件2件の自白に関する弁護人の主張には理由があるとしながら、その開示を命じることもなく、本件とは時期その他が異なるので、本件の自白の信用性判断には影響しないと判断した。しかし、別件2件の自白がどのようなものであるのかを知らずして、そのような判断が下せるわけがない。そして、別件2件に関する取調べテープの存在が、菅家氏の釈放後の2009年8月11日に判明し、その中には本件に関する否認と自白という極めて重要な証拠が含まれていたことが明らかになった。

再審請求審裁判官の問題についても検証する必要がある。

## 2 即時抗告審

(1) 即時抗告審裁判所(東京高裁)は、弁護人が即時抗告審で改めて行ったDNA再鑑定請求を受けて、請求棄却決定からわずか10か月後に、DNA再鑑定命令を発した(2008年10月24日)。

即時抗告審検察官もDNA再鑑定に強く反対しなかった。

そして、それが二つのDNA再鑑定書という新証拠をもたらし(2009年5月8日交付)、再審開始決定(同年6月23日)よりも前の菅家氏の釈放(同年6月4日)という前代未聞の事態を招いたのである。

その限りで、裁判所と検察官は、あるべき役割を果たしたといってよい。

(2) しかし、菅家氏の釈放が実現したのちに下された再審開始決定は、科警研鑑定の誤りを暴露した本田鑑定の価値について、これを解明することこそが即時抗告審に期待された役割であり、そのためには十分な証拠調べを行っ



たうえで、再審開始を決定すべきであるという弁護人の指摘を無視し、さらには裁判官に対する忌避申立を簡易却下して下された、「臭いものに蓋」の開始決定だった。

裁判所は、本田鑑定を葬り去ろうとする検察官・科警研の企みに加担したことになる。その影響は、半袖下着のDNA再々鑑定を阻止しようとする現在の検察・警察の態度にも及んでいる。

したがって、即時抗告審裁判官の判断の是非についても検証する必要がある。

### 3 再審公判

(1) 再審公判で、弁護人は、科警研鑑定の徹底的な検証、菅家氏の虚偽自白の原因解明を求めた。

これに対し、検察官は、菅家氏に対しすみやかに無罪判決を下し、確定判決を無効とすることが再審公判の役割である旨主張して、証拠調べに反対した。このような検察官の姿勢も、明らかに「臭いものに蓋」を企図したものである。

再審公判に臨んだ検察官の姿勢も検証する必要がある。

(2) 再審公判裁判所（宇都宮地裁）は、弁護人が申し立てた証拠排除の申立について判断するための証拠調べは必要であるとして、科警研鑑定と菅家氏の自白をめぐる証拠調べを行った。

その過程で、菅家氏の警察・検察の取調べテープの存在が判明し、裁判所は、そのうち4本のテープを公開の法廷で再生して証拠調べを行い、さらに、本件の捜査検事で第一審の立会検事の証人尋問を実施した。

その限りで、再審公判裁判官は、足利事件の真相解明に一定の役割を發揮した。

しかし、2010年3月26日に下された無罪判決は、もっぱらDNA再鑑定のうち鈴木廣一大阪医科大教授の鑑定に依拠したもので、本田鑑定の意義についての判断を回避した。さらに、取調べテープの意義についても判断を回避し、菅家氏の自白は、捜査段階のものを含め、任意になされたものと判断した。

要するに、再審無罪判決は、DNA再鑑定なしに菅家氏の無罪の発見は不可能だったとしたもので、それ以外の方法でも菅家氏の無実の発見は可能だったとしたものではない。

そこで、再審公判の裁判官の判断過程及びその到達点である無罪判決につ

いても検証する必要がある。

(3) 2010年4月1日に公表された警察庁と最高検の報告書には、欠陥がある。

まず、警察庁報告書は、何よりも、科警研鑑定について、科警研が本田鑑定を否定していることを紹介しながら、科警研見解に批判的な法医学者の見解を資料として添付して、いわば結論を留保したまま検証を終えた。何ゆえに、警察庁は、このように中途半端なのか。

わが国のDNA鑑定の正しい発展のためにも、警察庁報告の限界について検証する必要がある。

最高検報告書は、警察・検察の取調べテープの内容に一切言及しないで、本件の捜査・公判・再審の検証を終えた。その結果、これまで指摘してきた問題点は、視野の外に置かれ、光を当てられることはなかった。最高検報告書は、警察・検察が科警研鑑定を過大評価した結果、菅家氏から虚偽の自白を引き出したこと、すなわち本件の「捜査」に問題があったとしたもので、捜査を吟味するためにある「公判」のあり方に焦点を当てたものではない。

警察・検察の取調べテープの内容を吟味したうえで、本件の捜査・公判・再審という全課程を検証しなかった最高検報告書の限界も検証する必要がある。

## 別紙 4

### 第三者機関が調査対象事件について行う検討事項

#### 第1 捜査段階

- 1 被疑者・被告人を犯人に絞り込んだ過程が合理的であったか。  
物証の検討，目撃（被害者等）供述の吟味は十分であったか。  
組織内部に批判的意見はなかったか。それが生かされなかったのはなぜか。
- 2 鑑識による現場証拠の収集，保管，鑑定に問題はなかったか。
- 3 強制捜査に至るプロセスは合理的であったか。  
任意取調べに問題点はなかったか。  
令状請求の疎明資料に虚偽はなかったか。
- 4 搜索，差押え資料の検討は十分だったか。
- 5 被疑者・被告人の取調べは任意性が確保されていたか。  
強制，偽計，誘導はなかったか。  
長時間の取調べや健康を無視した取調べはなかったか。
- 6 参考人取調べについて5と同じ。
- 7 検察の取調べは，警察捜査から完全に自由が保障されていたか。  
検察取調べ時に警察官の立会いはなかったか。  
警察の資料（未送致も含む。）はすべて吟味されたか。
- 8 警察・検察を通じ，否認，弁解は記録化されていたか。  
被疑者・被告人に有利な証拠の隠滅，改ざんはなかったか。  
さらに，証拠のねつ造はなかったか。
- 9 別件逮捕，勾留が安易に行われていなかったか。
- 10 接見交通など弁護活動の妨害はなかったか。弁護側からの違法捜査との指摘や抗議に真摯に対処したか。

#### 第2 検察官の公訴とその維持

- 1 公訴提起の可否にあたり，証拠に基づく組織的検討は十分行われたか。  
それができなかった原因はどこにあるか。
- 2 被告人の否認，弁解や，有利な事情，証拠は十分に検討されたか。
- 3 証拠は弁護側にどの程度開示されたか，不開示に合理的理由はあったか。
- 4 証人尋問の事前テスト等は適切であったか。
- 5 公訴維持のために，不適切な追加捜査やアリバイ潰し等が行われていないか。
- 6 違法収集証拠排除，真犯人やアリバイ判明等で無罪が明白な場合に，公訴

取消，論告求刑放棄をしなかったのはなぜか。

前記につき，組織的検討の有無と否定的結論となった理由

### 第3 警察，検察の責任

違法な捜査，公訴維持を進めた担当者の責任は，厳正に追及されているか。誤った捜査，公訴維持を是正できなかった上司についてはどうか。

### 第4 裁判官，裁判所

- 1 無罪推定，疑わしきは被告人の利益の原則は，体现されていたか。
- 2 令状審査は厳密に行われていたか。  
保釈，勾留取消，勾留執行停止の可否審査についても同様。
- 3 期日指定，証拠の採否は公平に行われたか。  
弁護側証拠の不採用，証拠開示申立の実質却下に合理性があったか。
- 4 自白の評価，伝聞法則は厳格にされていたか。
- 5 物証，科学的証拠の評価は適切であったか。
- 6 審理は尽くされていたか。
- 7 検察官の無理な主張，権限行使を抑制する一方，弁護権は尊重していたか。
- 8 上訴審（高裁，最高裁）がえん罪救済の役割を果たせなかったのはなぜか。  
制度的欠陥はないか。

### 第5 弁護士

- 1 弁護活動は十分であったか。  
接見，証拠収集，検察官開示証拠の検討，不開示証拠の引出し，敵性証人の弾劾等々。
- 2 不当な取調べ，違法な搜索，差押に適切に対処したか。
- 3 不得手な分野につき，専門家の意見を聞くなどしたか，他の弁護人の協力を求めるなどしたか。
- 4 被疑者・被告人への助言と教示，家族，協力者との相談，打合せ等を行われていたか。
- 5 被疑者・被告人の心身の問題，防禦能力，性格の弱さ等に十分配慮したか。